

「らい予防法」廃止にかかる要望書

真宗大谷派宗務総長 能 邨 英 士

「らい（ハンセン病）」が「らい菌」という極めて弱い病原菌による伝染病であることが判明して一世紀。それに関連して、感染力は極めて弱く、潜伏期間は極めて長いことが判明してから七十〜八十年。確実な治療法が発見されてから既に五十年の時を経ています。我が国における「らい予防法」は一九〇七年にその原型が「法律第十一号 らい予防に関する法律」として成立しました。その後、一九三一年には、当時隔離の必要がないことを主張した小笠原登博士のような医学者の存在を見ず、声を聞くこともないままに、隔離を主張する当時の「権威」であった光田健輔博士らの意見のみを根拠に、患者の「強制隔離」の条項を盛り込んだ大幅な改正が行われ、隔離の必要性が科学的に否定された後、一九五三年に若干の「改正」を経るも、「隔離」の条項はそのまま引き継がれ、現左に至ってまいりました。

そもそもこの法律は、「らい」対策の遅れを外国から指摘されたことに、「国辱」を感じた明治政府が、「らい」感染者の医療のためではなく、非感染者の「安全」と国家体面の為に、感染者の「隔離」を目的として作られたものであります。事実「らい予防法」には入所規定のみで、退所規定はありません。そこには「富国強兵」に象徴される明治の国家体制があり、国家の利益を最優先し、不都

合なものを排除することで「安全な社会」ができるとする社会体質が背景として存在していました。

一九四五年の敗戦を契機として様々な国内法が改正されていく流れの中で、一九五三年に若干の「改正」が行われたものの、その基本理念は成立時以来のものであり、隔離を前提とした政策は現在までそのまま引き継がれていました。

時代社会の変革にもなつて現行法が緩やかに運用されてきたことも事実ですが、この法律が、病としては一つの感染症に過ぎない「らい」について、「法」を後ろ盾として、強制隔離を必要とするような「恐ろしい病気」であるという誤った認識を社会に植え付け、国家の隔離政策を正当化するものとして機能してきたことも厳然たる事実であります。

そして、そこに生み出されてきた偏見に基づく排除の論理によって、多くの「患者」やその家族・親族に対して、いまもなお払拭されない「病とは別の、もう一つの苦しみ」を与え続けてきたのであります。

私たち真宗大谷派教団は「らい予防法」のもつ意味を正しく認識することができず、国家による甚だしい人権侵害を見抜くことができなかつたのです。一九三一年、「らい予防法」の成立にあわせ、

教団を挙げて「大谷派光明会」を発足し、無批判に国家政策に追従して隔離政策徹底に加担してきました。国家は法によって「患者」の「療養所」への強制収容を進め、教団は「教え」と権威によって、隔離政策を支える社会意識を助長したのです。「患者」本人とその家族・親族にすべての責任を帰するようにはたらしをしてきたのです。国家の人権侵害を宗教が支えるという、有り得べからざる過ちを犯してきたのです。

真宗大谷派は、これらの歴史的事実（教団の行為と在り方）を深く心に刻み、隔離されて来たすべての「患者」と、そのことで苦しみを抱え続けてこられた家族・親族に対して謝罪いたします。そして、この謝罪があまりにも遅かったことについてもお詫びしなければならぬと考えます。それは、謝罪こそが、過去から現在まで失い続けてきた人間性を、「療養所」の内と外が共に回復していく歩みの出発点であると考えるからです。

今日、「らい予防法」に関して、「全国ハンセン病患者協議会」の永年の訴えを中心に、「藤楓協会」の働きかけや、「日本らい学会」の決議（謝罪と提言）などの各層からの運動によって、ようやく廃止されることになりました。

真宗大谷派は自らの責任を果たす歩みの具体的な一歩として、同じく、大きな責任を抱える国に対して、それが単なる法律の廃止にとどまらず、すべての当事者に対して医療・生活等を保証する「新法律」の制定が不可欠であることを提起し、左記の事項について強く要請いたします。

記

- 一、国の隔離政策と「らい予防法」の過ちを認めて明文化し、当事者に謝罪し、法廃止にともなう補償を明確に行うこと。
- 二、一の謝罪について、その事実経過と内容を明文化し、政府声明として公表すること。
- 三、「らい予防法」の廃止にあわせ、すべての当事者に対して以下の内容を明確に保証すること。
 - a、療養所入所者に負担をかけることなく、速やかな社会復帰を可能にするために、医療福祉・福利厚生等あらゆる施策を速やかに行うことを保証すること。
 - b、療養所に引き続き生活することを要望する入所者に対し、最低限でも現在行われている医療・生活等を保障すること。
 - c、その他、国の謝罪と補償を基本理念として、すでに社会復帰を行っている人たちも含め、すべての当事者の要求に応じて、必要なあらゆる対策を速やかに講じること。
- 四、ハンセン病以外の他の病に関しても、国及び国民によって、二度と同じ過ちを繰り返さないために、国民的課題として「学習」及び啓蒙活動を速やかに展開すること。
- 五、以上のような基本理念に基づき、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（いわゆるエイズ予防法）」の見直しを速やかに実施し、他の病に関する法律についても順次速やかな見直しを実施すること。

以上

『真宗』一九九六（平成八）年五月号 第一一〇六号